

## 意見書

平成 24 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな)でいえずえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

電話番号 078-341-3255

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 DSL 事業者協議会

検証項目			意見
NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>当協会会員企業の事業展開エリアにおいて、NTT 西日本殿における加入者情報の扱いに関する営業面でのファイアーウォールが機能していないと考えられる事例が発生しています。したがって、総務省殿においては NTT 西日本殿に対して、ファイアーウォールを確実に機能させるよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>当協会の会員企業のお客様を対象にして、NTT 東西殿の公正競争に係わる調査を実施しました。その中で下記事例1の通り報告がありました。</p> <p>(事例1)</p> <p>2012年1月以降、電話帳に載せていない番号に対し、NTTの代理店から光回線の勧誘で何度も電話があった。なぜ番号が知っているのかと代理店に尋ねたところ、「NTTから情報もらっています」と言われた。(西日本エリア)</p> <p>当ガイドライン別紙「日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件 4の4 営業面でのファイアーウォール」に照らすと、事例1のケースでは、NTT 西日本殿における加入者情報の扱いに関する営業面でのファイアーウォールが機能していないことは明らかです。</p> <p>したがって、総務省殿においては NTT 西日本殿に対して、ファイアーウォールを確実に機能させるよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。また、併せて NTT 東日本殿エリアにおいても同様の事例が発生していなか速やかに実態を調査すべきと考えます。</p>

検証項目		意見
	3 その他	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>当協会会員企業の事業展開エリアにおいて、NTT 東日本殿の代理店が虚偽の説明により営業を行なっている事例が発生しています。したがって、総務省殿においてはNTT 東日本殿に対して、代理店の管理監督を徹底するよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>先述の調査において、下記事例2についても報告がありました。</p> <p>(事例2)</p> <p>NTT の工事会社と名乗る会社から「近日 NTT のメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」と光回線への切替を誘導された。(東日本エリア)</p> <p>事例2の工事会社と名乗る会社(以下、「当該会社」という)は実質的に NTT 東日本殿の光回線の代理店を兼ねていると想定されます。当該会社の説明は明らかに虚偽の説明であり、独占禁止法 不公正な取引方法(昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号)で定める「ぎまんの顧客誘引」および「競争者に対する取引妨害」に該当すると考えられます。また、電気通信事業法第26条で定める「提供条件の説明」の義務を果たしていないとも考えられます。このような虚偽の説明による営業は、競争事業者の営業を不当に妨害するものであるとともに、お客様にとっては極めて不利益なものであり、あってはならないものです。</p> <p>加えて、当該会社の営業方法は、「NTT の工事会社」と名乗ることでドミナント企業である NTT 東日本殿のブランド力を悪用し、お客様を納得、信用させるというものであり、不当に自社の利益を優先するという非常に悪質なものです。</p> <p>したがって、総務省殿においては NTT 東日本殿に対して、代理店の管理監督を徹底するよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。また、併せて NTT 西日本殿エリアにおいても同様の事例が発生していなか速やかに実態を調査すべきと考えます。</p>

以上